

和同福祉会 役員名簿

【評議員会】（任期4年）

2025/6/12 現在

[illegible]

【評議員選任・解任委員会】

(任期4年)

[illegible]

理事等の報酬及び費用弁償の
支給に関する基準

評議員会は、定款第 8 条及び第 21 条の規定により、次のとおりその報酬等の基準を定める

1. 報酬

- | | | |
|---------------------------------|-----------|----------|
| (1) 理事、監事、評議員、
評議員選任・解任委員会委員 | 出務 1 回につき | 2,500 円 |
| (2) 理事長 | 月額 | 50,000 円 |

ただし、理事長が園長を兼務するときは、理事長の報酬は無給とする。

2. 費用弁償

上記 1 の者が公務のため旅行したときは、費用弁償としてその旅費を支給することとし、その額及び支給方法は、和同保育園旅費規定に定める職員の例による。

3. 適用

この定めは平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この定めは令和 3 年 6 月 18 日から実施する。